

柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会開催要領

制定 令和 7 年 1 0 月 2 8 日

施行 令和 7 年 1 0 月 2 8 日

1 名称

本懇談会の名称は、「柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会（以下「懇談会」という。）」とする。

2 目的

柏市の動物愛護行政における課題を解決するとともに、より効果的に動物愛護施策を推進させるための計画を策定するにあたり、関係団体、学識者、専門家などからの意見聴取を目的として、懇談会を開催する。

3 意見を求める事項

懇談会は、次の事項について意見聴取を行う。

- (1) 柏市動物共生未来ビジョン策定のための検討に関すること
- (2) その他必要な事項

4 構成員

懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 獣医師
- (2) 有識者
- (3) 千葉県動物愛護推進員
- (4) 動物福祉関係者
- (5) 動物愛護団体
- (6) 市民
- (7) 動物取扱事業者

5 任期

委員の任期は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 座長

- (1) 懇談会に、座長を置く。
- (2) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ

座長が指名した委員がその職務を代理する。

7 会議

(1) 懇談会は、市長が招集する。

(2) 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者（以下、「その他の出席者」という。）を懇談会に出席させることができる。

(3) 懇談会は原則として公開とする。

(4) 懇談会の会議録及び資料は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。

8 事務局

懇談会の事務を処理させるため、事務局を柏市動物愛護ふれあいセンターに置く。

附 則

1 施行期日

この要領は、令和7年10月28日から施行する。

2 失効

この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う